

○東京藝術大学における防犯カメラの管理及び運用に関する要項

〔 令和2年1月8日
制 定 〕

(趣旨)

第1条 この要項は、本学における防犯カメラ及び画像の管理及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 防犯カメラの設置は、本学における盗難等の犯罪行為の抑止及び事故発生の防止を図ることにより、本学の職員、学生等の安全を確保するとともに、本学の資産を保護することを目的とする。

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 本学において前条の目的のために設置するビデオカメラで、画像表示機能又は録画機能を有するものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影又は記録された映像(特定の個人を識別できるものを含む。)をいう。
- (3) 記録媒体 メモリーカード、ハードディスク及びDVDディスクその他の画像を記録するものをいう。
- (4) 部局等 事務局、美術学部、音楽学部、大学院映像研究科、大学院国際芸術創造研究科、附属図書館、大学美術館、社会連携センター、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、保健管理センター、芸術情報センター及び藝大アートプラザをいう。

(総括管理責任者等)

第4条 本学に、防犯カメラ総括管理責任者(以下「総括管理責任者」という。)を置き、理事(総務・財務・施設担当)をもって充てる。

- 2 総括管理責任者は、防犯カメラ並びに画像の適正な管理及び運用を総括する。
- 3 防犯カメラを設置する部局等に、防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、当該部局等の長をもって充てる。
- 4 管理責任者は、部局等における防犯カメラ並びに画像の適正な管理及び運用を確保する。
- 5 防犯カメラを設置する部局等に、防犯カメラ管理取扱者(以下「管理取扱者」という。)を置き、職員のうち管理責任者が指名する者をもって充てる。
- 6 管理取扱者は、防犯カメラの円滑な運用を図るため、管理責任者を補佐する。
- 7 防犯カメラ及び画像は、当該部局等の管理責任者及び管理取扱者(以下「管理者等」という。)が、取り扱うことができる。
- 8 複数の部局等で防犯カメラを管理する場合にあっては、当該部局等の間で協議して、管理部局等を定める。

(防犯カメラの設置等)

第5条 防犯カメラを設置、設置場所の変更又は廃止しようとする場合は、管理責

任者は、事前に防犯カメラ（設置・変更・廃止）申請書（様式第1号）を総括管理責任者に申請し、その承認を得なければならない。

（画像の管理等）

第6条 管理者等は、画像の不正使用、外部流出、改ざん、遺失等の防止のため、次に掲げる事項に従い適切に管理し、運用しなければならない。

- （1）画像の不必要な複製、加工又は印刷を行わないこと。
- （2）外部へ送信し、又は持ち出さないこと（次条各号に掲げる場合を除く。）。
- （3）画像を閲覧する場合は、当該部局等の管理責任者又は管理取扱者を含む2人以上で行うものとし、管理責任者は総括管理責任者に報告すること。
- （4）画像の保存期間は、原則として撮影された日から起算して30日以内とする。ただし、犯罪行為等の証拠として保全する必要がある場合は、この限りではない。
- （5）前号の期間が経過した画像は、速やかに復元又は判読が不可能となるよう確実に消去し、画像が記録された記録媒体を廃棄する場合は、破壊等により画像が復元又は判読が不可能な状態にしてから廃棄すること。

（画像の目的外利用）

第7条 管理者等は、次に掲げる場合を除き、設置目的以外のために画像を自ら利用し、又は他へ提供若しくは閲覧をさせてはならない。

- （1）画像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）から東京藝術大学個人情報個人情報取扱規則（平成17年3月28日制定）の規定に基づく本人の画像の開示請求があり、学長が開示することを認めたとき。
- （2）人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急に必要があると管理責任者又は管理取扱者が認めたとき。
- （3）画像が刑事事件、民事事件等に関連する情報を含む可能性がある場合で、法令に基づき司法機関、警察署等から情報提供の照会又は要請があったとき。

（苦情等への対応）

第8条 管理者等は、防犯カメラ及び画像の管理及び運用に関する苦情、問い合わせ等があった場合は、その対応方法等について適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 管理者等は、前項の場合において慎重な対応が求められるときは、総括管理責任者に報告し、了承を得た上で対応するものとする。

3 管理者等は、前項の対応が終了した場合は、その内容及び対応の結果について、速やかに総括管理責任者へ報告するものとする。

（守秘義務等）

第9条 画像を閲覧した者は、当該画像から知り得た情報を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定に違反した場合、本学規則等に基づく懲戒処分等の対象とする。

（事務）

第10条 防犯カメラの管理及び運営に関する事務は、防犯カメラを設置した部局の事務部で行い、統括事務は施設課防災対策室で行う。

（雑則）

第11条 この要項に定めるもののほか、防犯カメラの管理及び運用に関し必要な

事項は、統括管理責任者が定める。

附 則

この要項は、令和2年1月8日から施行する。

様式第1号

防犯カメラ設置等（設置・移設・廃止）報告書

年 月 日

防犯カメラ総括管理責任者 殿

防犯カメラ管理責任者
氏 名

下記のとおり防犯カメラを（設置・移設・廃止）しますので報告します。

記

1. 防犯カメラを（設置・移設・廃止）する（予定）年月日
年 月 日
2. 防犯カメラを（設置・移設・廃止）する建物又は場所等の名称
3. 防犯カメラを（設置・移設・廃止）する具体的場所及びその台数（複数可）
（※設置等後、具体的場所の図面及び写真を提出すること。）
4. 設置の場合は、記録媒体とその保存期間
廃止の場合は、記録媒体の廃棄方法
5. 防犯カメラを（設置・移設・廃止）する理由